

記入例

(郵 送 申 請 用)

別記様式第1号(第6条関係)

文京区長 殿

申請日

令和●年 ●月 ●日

文京区ベビーシッター利用料助成金交付申請書 兼 口座振替依頼書

申請者(保護者)

住所	文京区春日 1-16-21 ●●ハイツ 501
氏名	文京 花子
電話番号	03-5803-●●●●
メール	bunkyo@●●.●●.jp

文京区ベビーシッター利用料助成金交付要綱第6条の規定により、以下のとおり申請します。

なお、申請に当たり、区が申請内容を確認するため、利用したベビーシッター事業者等へ照会することに同意いたします。また、交付決定された場合には、以下の口座に振り込んでください。

1 対象児童 ※ 対象児童1名ごとに申請書に記載すること

フリガナ	ブンキョウ タロウ	生年月日	令和●年 ●月 ●日
児童氏名	文京 太郎		

2 振込先の口座 ※ 申請者以外の口座の振込先を指定すること。

金融機関	●●	☒ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 農協 ☐ 信用組合	●●	☐ 本店 ☐ 出張所 ☒ 支店
	金融機関コード	● ● ● ●	支店コード	● ● ●
振込口座	預金種目	☒ 普通 ☐ 当座	口座番号	● ● ● ● ● ● ● ●
	口座名義	フリガナ ブンキョウ ハナコ 氏名 文京 花子		

3 申請内容 ※ 別表

申請時間	10 時間	申請額	27,100 円
------	-------	-----	----------

4 申請内容の確認

申請に当たり、次の事項を全て満たしていますか。	☒ はい ☐ いいえ
-------------------------	---

(1)【対象児童が未就学児の場合】

未就学児一人に対してベビーシッター一人による保育でした。または、保護者とベビーシッターが共同保育を行いました。

【対象児童が小学生の場合】

病中又は病気回復期の児童に対して保育を受けました。

(2) 添付した領収書は、他の制度による助成申請に使用していません。

(3) こども家庭庁が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点」を遵守しています。

5 自由記載欄 ※ 不足書類等がある場合は、記入すること。

令和●年●月●日領収書

不足書類がある場合は記載してください。
記載いただいた書類については、不足書類
提出締切日までに提出をお願いします。

別表 ※ 受付締切日までに申請すること。

必ずチェック

四半期（受付締切日）	☒ 令和 7 年 4 ～ 6 月分	(令和 7 年 7 月 3 1 日 (木))
	☐ 令和 7 年 7 ～ 9 月分	(令和 7 年 1 0 月 3 1 日 (金))
	☐ 令和 7 年 1 0 ～ 1 2 月分	(令和 8 年 1 月 3 0 日 (金))
	☐ 令和 8 年 1 ～ 3 月分	(令和 8 年 4 月 1 0 日 (金))

助成上限金額 7～22 時 1 時間 2,500 円 (22～翌 7 時 3,500 円) 助成上限時間 年間 144 時間 (多胎児 288 時間)

※年度内に転入した方で、転入前の自治体で同助成を受けていた場合、上記上限時間から前自治体で交付を受けた時間を差し引いた時間が文京区での上限時間となります。前自治体から発行された交付決定通知書等で交付時間数を確認の上、ご申請ください。

合計（申請時間・申請額）		申請時間→ 10 時間 ※ 1 時間未満は切り捨て	申請額→ 27,100 円 (①保育料の計 - ②クーポン等の計)	
利用日	利用時間帯（24 時間表記）	利用時間数	①保育料※ 1 （割引前）	②クーポン等の 割引※ 2
4 月 1 日	10 : 00 ～ 11 : 30	1 時間 30 分	3,500 円	200 円
4 月 2 日	10 : 00 ～ 11 : 30	1 時間 30 分	3,500 円	200 円
4 月 3 日	10 : 00 ～ 11 : 30	1 時間 30 分	3,500 円	200 円
5 月 1 日	21 : 00 ～ 23 : 00	2 時間 0 分	6,000 円	円
5 月 2 日	21 : 00 ～ 23 : 15	2 時間 15 分	6,750 円	円
6 月 1 日	6 : 45 ～ 8 : 15	1 時間 30 分	4,450 円	円

(参考) 申請時間と申請額の書き方について

- ・申請時間には、「1 時間未満を切り捨てた申請時間数の合計」をお書きください。
記入例の場合は、10 時間 15 分の 15 分を切り捨てた、10 時間です。
- ・申請額には、「クーポン等を割引いた後の保育利用料の合計」と「申請時間×助成上限金額」を比較して、少ない方の額をお書きください。

助成上限金額は、7 時～22 時 1 時間 2,500 円 (22 時～翌 7 時 1 時間 3,500 円) です。

記入例の場合は、27,100 円と 28,000 円を比較して、27,100 円です。

7 時～22 時	7 時間 45 分	(申請時間) 7 時間	(助成上限金額) 2,500 円
22 時～翌 7 時	2 時間 30 分	(申請時間) 2 時間	(助成上限金額) 3,500 円
* 22 時～翌 7 時の端数が 30 分以上のため 残りの (申請時間) 1 時間 (助成上限金額) 3,500 円			

(申請時間) 10 時間 (助成上限金額) 28,000 円

* 各利用区分の端数を合算するときの助成上限金額について

7 時～22 時の利用と 22 時～翌 7 時の利用のそれぞれに 1 時間に満たない利用時間があり、これを合算すると 1 時間を超えるとき、

22 時～翌 7 時の利用時間が 30 分以上の場合は 3,500 円、そうでない場合は 2,500 円を上限に助成します。

記入例の場合は、7～22 時の 45 分と 22～翌 7 時の 30 分を合算すると 1 時間を超え、

22 時～翌 7 時の利用時間が 30 分以上のため、この 1 時間の助成上限金額は 3,500 円です。

区 HP (注意事項・よくある質問) ▶



※2 保育利用料以外に充当できる割引を使用した場合は、割引が保育利用料以外に充当できることが分かるものを添付すること。